

第二十六国会
衆議院
内閣委員会議録

第九号

(一一五)

昭和三十二年二月二十一日(金曜日)

午前十一時開議

出席委員

相川 勝六君

理事大平

正芳君 理事福井

理事山本

桑吉君 理事山本

理事受田

新吉君

江崎

眞澄君

眞澄君

北

吟吉君

大坪

保雄君

鷹崎

勝次君

船田

中君

栗山

博君

西久保

重光君

下川儀太郎君

飛鳥田一雄君

出席政府委員

井上 清一君

外務政務次官

臣官房長

木村四郎七君

委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君

二月二十一日

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

下田村森町地区の寒冷地手当引上げの請願(亘四郎君紹介)(第一〇八二号)

同(淺香忠雄君外一名紹介)(第一〇八四号)

金塊鉱業年金復活に関する請願(池田清志君紹介)(第一〇八三号)

同(淺香忠雄君外一名紹介)(第一〇八五号)

立国ノ日制定に関する請願(水谷長三郎君紹介)(第一一五七号)

同外三十四件(大坪保雄君紹介)(第一一五六号)

元滿州國等の日本人公務員に恩給法

傷病慰給増額に関する請願(芦田均

号)

昭和三十二年二月二十二日

適用に関する請願(井谷正吉君紹介)(第一一五八号)
同(江崎眞澄君紹介)(第一〇八六号)
元外鐵道職員に関する恩給法等の特例制定に関する請願(福永一臣君紹介)(第一一六五号)

同(植原悦二郎君紹介)(第一一五九号)
同(岡良一君紹介)(第一一六〇号)
傷病慰給受給者の家族加給に関する請願(清瀬一郎君紹介)(第一〇八九号)

同外二件(田村元君紹介)(第一〇九〇号)

同(高瀬傳君紹介)(第一〇九四号)
同(藤枝泉介君紹介)(第一〇九五号)

同(中馬辰猪君紹介)(第一一六三号)

同(松永東君紹介)(第一一六四号)

紀元節復活に関する請願外九件(籠繩三君紹介)(第一一五号)

立国ノ日制定に関する請願(水谷長三郎君紹介)(第一一五七号)

同外三十四件(大坪保雄君紹介)(第一一五六号)

元滿州國等の日本人公務員に恩給法

傷病慰給増額に関する請願(芦田均

号)

同外二件(田村元君紹介)(第一〇九〇号)

同(保科善四郎君紹介)(第一一六六号)

同(田村元君紹介)(第一〇九三号)

同(高瀬傳君紹介)(第一〇九四号)

同(藤枝泉介君紹介)(第一〇九五号)

同(中馬辰猪君紹介)(第一一六三号)

同(松永東君紹介)(第一一六四号)

紀元節復活に関する請願外九件(籠繩三君紹介)(第一一五号)

立国ノ日制定に関する請願(水谷長三郎君紹介)(第一一五七号)

同外三十四件(大坪保雄君紹介)(第一一五六号)

元滿州國等の日本人公務員に恩給法

傷病慰給増額に関する請願(芦田均

号)

昭和三十二年二月二十二日

満ち足りないものがあると思うのであります。中近東政策というようなものをおきます。政治的意味といふものであります。中近東に対する政策は、アラブ諸国の台頭とともに今後と並んでますます重要性を加えるとわれわれは考えております。豪州につきましては、戦争時はとばしりがまださめず、対日感につきましてはまことに憂う一つ大洋州が入っておると思ひます。従つて貿易味がございましたが、中近東に対する特に重大なお仕事ということになると、これははどういうものであるか。もちろん仕事が多くなり、また仕事の内容が重みが加わっておるか。従来よりも仕事が多くなり、また仕事の内容が重み化しているという点を、中近東及び大洋州についてお示しを願いたいと思います。

○相川委員長 これより会議を開きます。外務省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。受田君。

○受田委員 政府はこのたび外務省設置法の一部改正法案をお出しになられました。中近東におきましては最近、及び大洋州についてお示しを願いたいと思います。

○木村政府委員 お答え申し上げます。欧亜局設置に関連して、中近東地区及びオセアニア州における事態の重要性について答えるという御趣旨と解ります。欧亜局とアメリカ局を分ける案

ではなはだしく良好な傾向を見せておるのでございます。なおニュージーランド及び豪州の政治的な意味は、コロ

ンボ・プランでA・A国と両国との提携という点については、御説明申し上げるまでもなく、非常に緊密に進んでおりますので、われわれがA・Aゲ

ループの一員といたしまして、この両国との関係を緊密化していくということ

は、政治的に見ましても一段と重要性を増しておる現状でございます。従いまして欧亜局によつてこの両地区におきましての十分の政策を勘案してこれを実施するということが、緊要の問題となつておると存するのでございます。

○受田委員 行政機構の改革は、漸次その機能を縮小して、その間における能率を高める方に政府の施策が今ある

わけです。ところがその機能の整備縮小と逆に機能を複雑化し、また拡大し

ていくという形にこの法案はなつてく

るわけなんです。これはわれわれといつましても、今御説明のごとく、外

交渉をしてきておりました。また貿易商、企

業協力等の面からいたしましても、こ

れを経済局において管掌しておるの

でございます。また貿易商、企

太平洋州、中近東、こういうふうに幾つもの地方に分散的に置かれておるという状況にあることは、特に政府として外務省の仕事をなさる上においてはなはだしく不便であろうと思うし、提案され、また御説明を伺うと、御趣旨にある程度の賛成もいたさざるを得ない情勢だろうと思うのであります。しかし問題は、こうして機構を拡大していくという形になる法案の提出に当っては、十分の用意をして、なぜこれを拡大強化しなければならないかという理由を明らかにしなければならぬし、これには当然予算を伴うことでありますし、また人的な配置をさらに考えられることでございますから、そこで私お尋ねしておるわけであります。今中近東と大洋州についての御説明を伺ったのでありますし、またアジア・アフリカ機構についても、A・A会議その他を通じてアジア・アフリカにも触れられましたので、そのアフリカに対する質問はやめますが、その欧亜局の中身をどういうふうに分けて仕事をさせようとしておるのか。第一課、第二課と考へておられるようございますが、それぞれの課の仕事はどういうものであるか、従来欧米局として一局でまとめた時代と変った仕事としては、欧亜局とアメリカ局とどんなものがあるのか、ただ地域的な仕事の分担を分けただけか、あるいはそれぞれの地域に対する特別の任務を持つような仕事がふえたのかどうか、そういうこともあわせて御答弁を願いたいと思います。

ればもう前内閣時代からの方針でござりますし、石橋内閣に至りましてもこの方針を堅指いたしておるわけであります。外務省設置法の一部改正の法律案を政府部内で討議いたしました際におきましたが、このことは非常に問題にいたしたわけであります。すいぶん各方面との折衝を重ねまして、ようやくここに法律案として御審議を願う段階までに至ったわけでござります。

御承知のように、現在の欧米局の内容は、非常に複雑なことに相なつておりまして欧米局長のもとに欧州参事官というのがおりまして、欧州関係の仕事をだけを特に取り扱つておつたというのが現状でござります。かくて加えまして、昨年の暮れに日ソの国交回復があり、かつまた、先ほども官房長が申し上げましたように、中近東関係の仕事を非常に複雑を加えてきておる。また豪州との関係におきましても、従来の豪州とは違つて、オーストラリアにおきましては今後非常に日本と提携していくきたいというような機運が高まつてきておりまして、日豪通商協定のごとき話がだいぶ進んでおるというような状況で、今後日本といたしましては東南アジア方面に力を入れますると同時に、やはり豪州、アフリカ、中近東という方に通商関係その他において力を入れていかなければならぬというような状況下に、欧州もアフリカも大洋洲も、また南北アメリカも一つの局で扱うということはどうも事務の分量が大き過ぎるということを、極力行政管理庁その他に私どもの立場を説明いたしまして、ようやくこの法案としましてまとまったような次第でございました。欧亜局の内容は、現在も欧州参事

官の手元で三つあるわけでありまして、第一課は東欧関係を扱っておる、第二課は英連邦関係、第三課は西欧ということことで、そのほかに中近東関係だけは、特別に一人の書記官がこれを担当しておるという状況でござりますが、今後おまたこの仕事の分け方につきましては、いろいろ研究しなければならぬ点も多々あるうかと存じますので、いろいろ御意見も承わろうと私も考えております。ただ予算の点につきましては、これはもう現在ございまして、これはもう現在ございまする人員をいろいろ配置がえいたしまして、ただ事務の系列を正すというごとだけございまして、予算的には特別な措置を必要としないということをこの際つけ加えて申し上げておきたい、かようと思つております。

○井上(清)政府委員 お答え申し上げます。系列を正すと申しましても、ただ機械的に仕事を分けるということではなくございませんで、やはり仕事の内容について深く研究もさせ、諸般の問題について平素からいろいろ準備もさせ、また今後いろいろ東欧諸国との交渉も非常にふえてくるだろうと思いまして。あるいは通商関係におきましても、あるいはまた漁業関係その他諸般の大きな問題が出てくるわけでございまして、そういうことに対処いたしましたためにはやはり一つの局としてそうした問題に専念していく、そのためには力をもっぱら注いでいくという局がどうしても必要であるというふうに私はもは考えておるわけであります。

別にここに地域的な担当局がある。従つてうそれとの担当局がある。従つてして、それぞれの責任をはつきりさせることについて、多少今理解しているということについて、苦しい点が発生したのでござりますが、いかがでございましょうか、欧亜局とアメリカ局が戦前あつたこともよくわかつておりますけれども、最近における歐州の、特に東欧諸国との新しい事態の発生、共産圏の国々との国交回復というような問題も起つて、歐州にも今新しい仕事がふえてきたということがあります、中近東や大洋州、アフリカの、さつきお答えいたいた問題とあわせてわれわれには納得はできるのでございますが、人をふやさないで、ただ役所だけ分けていくということになること、結果的には局長をふやすことになりますが、人をふやさないで、ただ役員としてそれそれが、責任の分担をはつきりして、能率を上げていくという程度のものにしかならぬのではないか。もつと突っ込んでいえば、仕事がふえたのであれば人もある程度ふやさなければならぬではないかということを私は申し上げておるわけです。

○受田委員 活動の費用を少し多くしたと言われたが、予算はどのくらいふ

えておるわけでござりますか。
○木村政府委員 お答えいたします。

今公務員の給料はなりました活動費の点でございますが、これは主といたしまして報償費の増加でござります。三十一年度は約三億八千万円です。

ざいましたが、三十二年度の予算においては六億に増加しておるわけでござります。この六億は国内において一億八千万円、外国において四億二千五百万円というふうな仕分けになつております。御承知の通りこの報償費は今政務次官の申された通り、外交の遂行上の活動費でございます。諸種の方策を進める点における外交の妙味を發揮するための経費がこの中に盛られているわけでありまして、この経費で、從来と同じ人員ではありますが、活動の分野は自然豊富かつ広範になる次第でござります。

うした問題はどうなんですか。役所をいたずらに作るよりは、そうした重点的な費用の使い方などに心を配られて、そしてそこで能率を上げることと外交官らしい権威を保たしめることと、両方をはかられることも私は必要じゃないかと思いますが、いかがでございましょう。

くる、そしてまた大使も公使もあるいは総領事も領事もその役所にいる職員ではだの合わない職員は縮め出すような措置をとっていく、というような種々のうわさをわれわれは聞いているし、また私たちが外國を何回か旅行した経験からながめてみましても、そうしたああこれはこういう派閥、この山脈だというような印象を受けるわけです。

してりっぱな外交官を作り上げ
うことは非常に大事なことであ
る省といたしましてもそうした
力を入れておりますことは、御
通りであります。先ほど外務省
の派閥があるような御意見がござ
ったが、まあ人の集まるところ
り、おのずからそこに何かこうう
グループができるというような
在り方になります。

るとい
り、外
方面で
承知の
に人事
ざいま
親頼あ
ことば
ますが、この私が聞いていることは誤
まりであるかどうか。すなわち外務省ある
の役人は、国内においては外交官ある
いは外務省の識員として権威を保ち位
位を保持するほどの収入がないしかし
し外國へ勤務するとそういう機会に恵
まれるのだということを、示唆したも
のかとも思うのでございますが、この
間の事情を明らかにしていただきたい

一億八千万円、外国において四億二千萬円というふうな仕分けになっております。御承知の通りこの報償費は今政務次官の申された通り、外交の遂行上の活動費でございます。諸種の方策を進める点における外交の妙味を發揮するための経費がこの中に盛られてゐるわけでありまして、この経費で、從来と同じ人員ではあります、活動の分野は自然豊富かつ広範になる次第でございます。

○受田委員 私乍年もアメリカの視察を終えたときに思つたんですけれども、大使館の大使の接待費、外交上のいろいろな儀礼的な集まりなども、他国に比べてははなはだしく日本の大使の接待、会議が貧弱で、タイ国とかビルマとかいう小国——小国と言つては失礼でございますが、われわれとは違つて人口も少いことでありますから小さい国と言えます。そういう国々の接待よりもなお貧弱なような印象を受けるわけであります。こうしたレセプションその他の見られるような日本国との外交上の儀礼的な集会にさえも、よほどのハンディキャップを見出すといふことになりますと、日本国の権威に何関するかと思うのでございますが、こ

り、まことにありがたいと思います。現在の状況から申しますと、必ずしも御指摘になりましたように十分とは言えないと思いますが、これも限度のあることであります。逐次増加をして参りたい、そういう意味で本年も約五割程度の増額を見込んでおるような次第であります。一つそういう方面に心がけていきたいと思います。しかしこれもやはり、局の増加をやめてそればかりに力をというような御意見でござりますが、そもそもいかねるのであります、両々相待つて仕事の完璧を期して参りたい、こう思います。

○受田委員 従来外務省にはお役人の山脈があるといわれております。山脈が幾つもある。すなわちある系列に属する方々、他の系列に属する方々、この二つの系列があつて、末端といふと何ですが、在外公館におきましても、たとえば大使がある系列に属される方であるならば、そこにおられる人が他の系列に属される人がいると工合が悪いことになつて、わざかしかいられない在外公館の職員の間でもとくに派閥的な立場になりがちである、気に食わぬ上司がいると下の者はそこに居すらくなつてどこへかかわっていくようになつて

す。ここは一つの外務省としては根強い伝統があると思うので、この伝統を破つていいかないというと、いわゆる外務族、はなはだ失礼でござりますが外務族なるものが幅をきかされて、その中でさらに派閥争いをするということになつてくると国際信用の上にも大へん影響があると思うのです。だから在外公館の職員は最高責任者から末端に至るまで、真に日本国を代表する職員らしく、りっぱに品位と権威を保つていただかねばならぬと思うのです。そういうところについて政府はどういう考え方を持っておられるのか。いたずらに役所をぶやして、局長の数を一つぶやしまだ課長をふやすというようなことになるだけでは、私は外交上の成果を上げることはできないと思うのです。外交上の成果はむしろその人を得ることにあるのであって、少数であるといえども精鋭の人材をもつて、この人々が日本国の外交官として舊れ高き仕事をしていただきことが私は大事だと思うのです。ここを一つどうお考えになつておられるか御答弁願いたいと存います。

従来ありかせのようではございませんけれども、現在の外務省には決して派閥と申し上げるようなものは全くございません。この点ははつきり私から申し上げておきたいと思います。岸外務大臣の一つの方針であり、かつまたもしそうした派閥というものがあつてはいかぬ、またそういうものを生ずるような余地をあらしめるというところに、人事行政の重点を置いて努力をいたしております。なほまた省の規律の厳正といふことにつきましては、綱紀官紀の肅正と相待ちまして、外務省として最も力を入れているところでございます。

○受田委員 外交官の中には、在外勤務中に国内の外務省の役人として得ることのできなかつた財政上の穴埋めをすることができると伝えられてゐるということを、私聞いたことがあります。すなわち外国勤務の間にドルかせぎといいますか、外貨獲得による便宜を得ることができますか、あるいは文化生活の高い特典があるとか、あるいはいろいろな点で在外勤務中に外務省の役人としての少い収入を穴埋めすることができるのだと、伝えられているのであります。

○井上(清)政府委員 お答えいたしました。外交官は、外国に参りますと在勤加俸というものがございまして、生活程度の高い外国におきまして、外交官としての品位を損しない程度の俸給を加俸することに相なっております。内地におりますときよりも、あるいは若干のゆとりがあるかとも思いますが、れども、しかしこれも何も個人生活をただ高めてやるということが起督ではございませんで、外国人とのいろいろな交際、あるいはまた外国において日本國の官吏としての体面を失墜しないようにしていくことのために、特に支給されるものでございまして、これらの費用というものは、個人生活といえどもやはり国家的な立場において使われるべきものであり、そうした見地において支給されておるものでございまして、そのために特にドルをどうするとかこうするとかいうようなことは、私どもは聞いておりませんが、若干そうした点から、外国に行きましたでもひけ目を感じさせることがなく、日本の外交官として堂々と仕事ができるようになります。そういう趣旨でもって支給してあるのでございます。

ますが、この私が聞いていることは誤りであるかどうか。すなはち外務省の役人は、国内においては外交官ある者は外務省の議員として権威を保ち地位を保持するほどの収入がない、しかし外國へ勤務するとそういう機会に恵まれるのだということを、示唆したものがとも思うのでございますが、この間の事情を明らかにしていただきたいと思います。

○井上(満)政府委員 お答えいたしました。外交官は、外國に参りますと在勤加俸というものがございまして、生活程度の高い外國におきまして、外交官としての品位を損しない程度の俸給を加俸することに相なっております。内地においてますときよりも、あるいは若干のゆとりがあるかとも思いますけれども、しかしこれも何も個人生活をただ高めてやるということが超旨ではございませんで、外国人とのいろいろな交際、あるいはまた外國において日本國の官吏としての体面を失墜しないようとにかくことのためには、特に支給されるものでございまして、これらの費用といふものは、個人生活といえどもやはり国家的な立場において使わるべきものであり、そうした見地において支給されておるものでございまして、そのため特にドルをどうするとかこうするとかいうようなことは、私どもは聞いておりませんが、若干こうした点から、外國に行きましたてもひげ目を感じさせることなく、日本の外交官として堂々と仕事ができるようにという趣旨でもって支給してあるのをございます。

国際機関日本政府代表部を設置することです。ここへ責任者として特命全権公使を置くことに規定つけられておるのでございますが、この御趣旨は私たち一応納得させられる点であると存ります。諸外国もジュネーヴに同様のものが置かれて、日本だけが置かれてないという理由も納得できるのでございますが、それなら今までジュネーヴは何をしておつたかということについても、ちょっとこれは触れてはおられますが、それとも、今まで済んでいたものと今度どうしてもやらなければならなくなつたということになると、今までのやり方は何か大きな欠陥を持つていたということになると、今までこれがどうして放置されておつたか。

○受田委員 そうしたつり合いの上から置かれたというお話を、タイトルがあると多少権威も保持できるという御趣旨のようございますが、大体外務省は今大使、公使という特別職がどのくらい世界各国に置かれてあるのか、お答えをいただきたいと思うのです。

○井上(清)政府委員 大使館が二十八、公使館が三十、総領事館が二十、領事館が十一でございます。

○受田委員 その大使館には、アメリカのごとく大使館付の公使も置いてあるところがあると思うのですが、大使の数と公使の数、総領事の数を一つお示し願いたいと思います。それをお答えいただく前に、これだけの数を置くとなると、それは外務省の出身の方々のみならず、一般の特別任用者もおると思うのですが、おおむね大、公使になる人は外務省でお育ちの方である。他の省には十五級職以上の任につき得る人は数えるほどしかないのです。しかし特別職を含めて最高級の待遇を受けるお役人が——今数をはつきりしていただくとその差がはつきりわかるのですが、これだけ進路のあり得る役所その役所がさらにジェネラルに特命全権公使を一人置くということになると、またここに一人ほど新しいポストができるわけなんです。他の省を見ますと、次官と同格以上の人というのは、これは全く既に星ほどしかおらぬ。外務省に行くと、もう大使にも公使になつて、それがきら星のことく並んで、前途まさにけんらんたる花を咲かせるという外交官生活をやる。こに私は外務省がいたずらに大公使を作つて、おば捨て山ではないけれど

も、外交官の死に花に咲かせると、いう
ような形にタイトルをお考えになるこ
とになると、これは問題だと思うので
す。今の数はきわめて重大な数でござ
いまして、いいかげんな予算書などで
はこれはとてもはつきりしないので
す。この際堂々とここでお示し願い
たい。

〔委員長退席、山本(正)委員長代
理就席〕

○井上(清)政府委員 現在大公使の總
數はたしか五十六人と記憶しております
。他の省に比べまして認証官の数の
多いことは御指摘通りございま
す。これは伝統にもよりますし、また
仕事の性質の重要な点からも、さ
ようなことに相なると思うのでござい
ます。

○桑田委員 さらに總領事などにおき
ましてはもつと大きな数字になつてく
ると思うのですが、大使や公使を置か
なければならぬところで、できれば
兼務でやり得るところがあるならば、
どしどしそういう道を開けばいいと思
うのです。実際やっておられると思う
のですが、たとえばジユネーヴの場合
は、スイスの大便をして兼ねさせること
ができる——これは公使となつて
いるのが問題ですが、それは何とか職
制上考慮する道はないかと思うのです
けれども、そういうようにして、いた
ずらにボストンに人を振り向けることに
きゆうきゆうとするような考え方は、
私はこれは考えなければならぬと思
う。五十六人も大、公使がおる。これ
はまさしく日本人の認証官を総合計し
ても及ばないほどの数字ということに
なるわけです。大へんなことなんで
す。だから外務省に入りさえすればみ

ほんの認証官になれる。ほかの役所に行つたんじやせいぜい局長どまりといふことになるが、外務省の局長さんはもう例外なしに大、公使になつて行けるというので、大へんお喜びではあります。が、いたずらにポストを作つて自己満足をするような形にはならぬように、私は外交上の権威だけは一つ保持していただきたいと思うのです。

○井上(清)政府委員 現在世界の情勢は、比較的小さな国でも大使を交換するというよくなしきたりがどんどんできて参りまして、自然終戦後におきましても大使の数がふえておるということは事実でございます。わが國といたしましては、大使を置くことをきめておりますものの、実際に大使を置かないで他の大使を兼任させておる、たとえばペパートという國に大使を置くことを今度の法案でお願いしておりますが、これはインドの大使が兼任するとか、その他そういう例がだいぶござります。何と申しましてもやはり他の國が大使を置いております場合に、わが國が公使を置くということはどうもいろんな外交慣例だとか格式とかいうことやがましい外交界においては、やはりわが國としては公使でいいというわけにも参りませんので、そういう点も一つ御了解を願いたいと思うのであります。

ただいまジュネーヴの公使をスイスの大使が兼任したらしいじゃないかといふ御意見もございました。しかしこれはやはり他の國とのいろいろなつり合いもあり、また仕事の重要性もございまして、従来外務省で持つております公使の定員の中から特に定員をさ

きまして、そうした関係からジネネ
ヴに出したい、かように考えてお願
いをいたしておるようなわけでございま
す。なおまた大使を置いておりまする
國におきましても、仕事の関係で非常
に人を置くことが必要だという場合に
おきましては、たとえワシントンと
カロンドンとかいうところには特に大
使のほかに公使を置いておるというよ
うな状況でございます。この点もお含
みおき願います。

○愛田委員 いづれ外務省設置法案は
そうした機構上の根本問題にも触れる
し、外交上の儀式にも触れる問題でござ
りまするの、外務大臣に直接御出席をいた
だいて慎重審議をする必要が
ある。きょうは政務次官に非常に懇切
に御説明をいただいておりまするの
で、きょうの場合は私満足をいたしま
すが、重大な問題が幾つもまだ残って
おりまするので、機会をあらためて慎
重審議をしていただきたいことを
お願いをしておきたいと思います。

もう一言だけお尋ねして、飛鳥田君
もお待ちになつておりますので、お譲
りします。非常に質問がたくさん出て
おりますが、きょうは昼までといふこ
とですから、なるべく急いでお話を進
めます。今ネバールの話が出来ました
が、ネバール、ブータンという中國と
の間にある小さな國に、向うが大使を
置いたからこつちも大使を置くといふ
形になつて、インドの大駐を兼ね
しめておるということですが、大使、
公使を置く設置基準といふべきもの
が、いろいろ外交上の格式から——ネ
バール、ブータンはおそらく数百万く
らいの人口の國じやないかと思うので
すが、これは多分酋長國になつてゐる

と思います。そういう国と外交関係を結ぶときに日本の國の在外公館を置く場合に大使館を置いて、外交上の格式でそれよりもウェイドの高い國に公使を置いているという場合には、そこをどういうふうに調整されるのでしょうか。ここに向うが大使を置けばこっちも大使を置くというようなことで大使にしてしまったら、みんな大使館にならざりますので、お尋ねを申し上げた

なつながら申しますならば、確かにヨーロッパのカナダ・オーラーの中に入れます。これははなはだいいかげんなところへ設置基準を置いておられるようございますので、お尋ねを申し上げた

○井上(清)政府委員 ネパールは九百万の人口がありまして、今立憲君主國なんですが、大体東南アジア諸國は新興國として非常にはつらつといふか新進氣鋭で、國としての自覺自信という点から各國に対し大使を派遣し、また各國も東南アジアの新興國家に対し大使を派遣するということが外交上の世界の傾向になつてゐるわけござります。わが國といたしましても、そうした趨勢に沿いまして、東南アジアの諸國に対しては今後全部大使をもつてこれに充てていくというような方針で進んでおるわけであります。

○山本(正)委員長代理 飛鳥田君。

○飛鳥田委員 それでは受田君がもう伺いましたから、時間もありませんので簡単に伺います。今度の欧米局を廃止して、アメリカ局及び欧亜局に分けられました場合に、私たちのうどが考えますと、中近東及びアフリカ、これはむしろこの際一思ひにアジア局の方へ移されてしまった方が御便利ぢやないだらうかという感じがするわけですね。と申しますのは、今までの歴史的

強めでございます。そしてその行動も思いますが、しかし最近に至りますと、A・Aグループなどと称してこのグループが非常に民族主義的な動向を強めてきています。そうしてその行動も思いついたものに代表されているという感じがいたします。しかもそれはアジアにおけるいろいろなかつての植民地諸國の動きとも非常に協調をしておるわけであります。むしろこれらはまた東南アジアに対する経済協力の問題とか、いろいろな問題がアジア局を中心であります。ことに御承知のように、東南アジア諸國との賠償の問題とかあるいはまだ東南アジアに対する経済協力の問題とか、いろいろな問題がアジア局を中心であります。ことに御承知のように、東南

東、アフリカを欧亜の方面につけてやらした方が、事務の分量その他からいって適當ではないかということが、私は今切り離せないわけです。従つてインドの所属しているアジア局あるいは中共政府との動きともまたこれは切り離し得ないわけです。こういう点で政治的な面にだけ着眼をして課を移すというようなことが果していいか悪いか、この問題は議論があると思いまが、私どもはやはり中近東、アフリカなどはどういうふうになさいますか。

○井上(清)政府委員 ただいま御説十

りませんが、そういう点で非常に大きな組織になつておるのでございますが、さらにその上アジア局が非常にふえてくるということがあるわけでござります。ことに御承知のように、東南アジアと結びつけて中近東は考えていかなければむずかしい事態がやってきております。そこで御承知のように、東南アジア諸國との賠償の問題とかあるいはまだ東南アジアに対する経済協力の問題とか、いろいろな問題がアジア局を中心であります。ことに御承知のように、東南

東、アフリカを欧亜の方面につけてやらした方が、事務の分量その他からいって適當ではないかということが、私は今切り離せないわけです。従つて印度の所属しているアジア局あるいは中共政府との動きともまたこれは切り離し得ないわけです。こういう点で政治的な面にだけ着眼をして課を移すというようなことが果していいか悪いか、この問題は議論があると思いまが、私どもはやはり中近東、アフリカなどはどういうふうになさいますか。

○飛鳥田委員 今までの課の分け方を拝見しておりますが、アジア局は四課ですか、それから欧亜局の方は六課あります。たと思うのですが、六課抱えてもともと

はまだ豪州といふものをまとめて一つの局にするほどにはまだ仕事の量はないけれども、現実に幹部会といふ形式的にはお集まりになるが、そういった形で實際の外交の機微についてお話し合いでいくことはあるであります。しかし、今後わが國との関係がさらに密接になって参りましていろいろな問題が出てきます場合には、あるいは考慮しなければならぬと思いますが現在のところは欧州と一緒にやつて欧亜局と

いうことで、大体事務の処理ができるのじやないか、かよう考へております。

○井上(清)政府委員 外務省の幹部会についていろいろ御意見がございましたけれども、あるいは前にはそんな時代もあったのかかもしれません。しかしながら事務次官、官房長、私も出来て、各所管の仕事をついて連絡をし合つて、十分な連絡をとつておりますし、

○飛鳥田委員 多分そういうふうにお答えになると実は思つておつたんです

が、よその省では省議というものがあります。ところが外務省には省議といふものが實際に行われずに幹部会と

失礼ですが、幹部会というのは集まらなければむずかしい問題がやつてきて

ます。これから、相互連絡をなさるには違ひませんが、そういう点で非常に大き

なうわさですから当つていかつたら

あります。ことに御承知のように、東南

アジア諸國との賠償の問題とかあるいはまだ東南アジアに対する経済協力の問題とか、いろいろな問題がアジア局を中心であります。ことに御承知のように、東南

ツとの間の文化的な提携というものが
できるだけ容易にできるというような
下地を作るということが任務で、外務
省自体といたしましては、いろいろ協
定を作ります、その協定を実施いたし
ます油の役目と申しますか、そういう
ふうな油の役目の金は若干見てあるわ
けでございまして、それは交渉費だと
かあるいはその他の費用を、できるだ
け協定ができました場合に、全体の國
のいろいろな各方面的の部門がうまく円
滑に動くように、若干でございます
が、心づもりをしておるのでござい
ます。

ませんが、文化協定について外務省の方でたくさんのお金を用意なさるという必要があるのではないか、こう私たちは思つてゐるわけです。従つて、これは要望になりますが、今後こういう文化協定などをお結びになる場合に、素地を作つたり潤滑油程度ではなくて、むしろ外務省が積極的にやつていただき、こういう予算を組んでいたいと思います。またそういう意味でこそ、私たち単に政治的な外交でなしに、国民と国民との結びつく結撰点としての在外公館ということを考えていけるのではないかという感じがいたしますので、これは将来ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。

○井上(清)政府委員 ただいま御指摘のように、從来海外移民、海外移住に関しまして外務省と農林省の間にいろいろ意見の相違がある、そのためいろいろ海外に移住される方に迷惑を及ぼした事例があるということをごさいましたが、私もこれらの点についてはかねがね承わつておつたことであります。また、これらの方に迷惑を及ぼす事例があるということでございましたが、私もこれらの点についてはかねがね承わつておつたことであり、まさに農業移住の問題については緊密な連絡を保持しなければならぬということで、かねてから農林省と外務省との間で話し合いを進めております。大体の話し合いでの了解はもろんでございますのでございますが、今後も一つ緊密に連絡をとつて参りたいというふうに考えております。私どもの見解をいたしましては、農業移住と申しましても、海外に出去ます場合、日本の港を離れていきましたら、やはり外務省としてこれはお世話をしなければならぬ筋合いにあります。しかし海外における農業技術指導というようない点については、これは農林省にも今後緊密な連絡をとつて、農林省としていろいろな指導をしてもらわなければならぬと思いますけれども、身分的に考えて参りますと、日本のお港を出てから先は、私どもの外務省においてお世話を申し上げていかなければならぬのじやないかと思つております。

も、まだいろいろな問題について完全な了解というところまではいつておりません。私たちの基本的な考え方方は今申し上げた通りでございます。

○飛鳥田委員 一番困るのは出でていく人ですから、早いところその話をきちつとけてもらいたいと思います。

時間もありませんで、受田君がこの次質問するときに、基本的な問題はまた便乗さして伺わせていただくもつりますが、一番私たちが疑問に思いますことは、各外国へ出でおられます領事の任期などを調べてみますと、大体二年くらいで転任なすつていらっしゃる。これは平均そのくらいとだ思いますが、ところが私などは不敏ですから特にそうなのかも知れないが、新しい国に行きまして二年くらいで一体その土地になれるだろうかということを非常に疑問に思うわけです。時に日本の領事あるいは大公使の機能の欠陥としては、その土地における民間経済あるいは商社、こういうものとの総合的な活動をしないという点がよくいわれるわけです。外交官はこういう線で交渉しているのに、実はそこに出でていっている日本の商社は、全然外務省の方針を裏切るような行動をどんどんとついています。従つて表裏一体をなさないために、情報の収集などという点についても欠陥があるし、あるいはその国の政界に働きかけるというような場合でも、予算がないというだけではなくて、非常に幅が狭いためにだめになるというようなことをしばしば聞くわけです。蔣介石がアメリカ議会の中にチャイナ・ロビーを持つているような形で、日本の外務省も活動をせよと私は言うつもりではないのですが、しか

しゃはりその国の政治勢力なり、そ
の国の経済的な重点に政策を施してい
かなければならぬ場合がしばしばある
わけです。それでなければその国との
完全な了解その他を取りつけることは
できない。ところがそういう点につい
て非常に欠陥があつたやに聞くわけであ
す。なぜ欠陥があつたかということを
考えてみますと、その一つの原因とし
て任期が非常に短かい。むしろ本省の
出世街道を歩くためにどんどん移つて
えらくなつていくという形が、その原
因の一つじゃないかという感じがする
わけです。もう少し外国に出している
外交官に、その任地に腰を落ちつけさ
せて、そしてゆうゆうとその国の中に
溶け込んで仕事をしていくというよう
なやり方はできないものでしようか。
○井上(清)政府委員　ただいま飛鳥田
さんから御指摘になりました点、まこ
とに私ども同感でございます。日本の
官吏制度の一つの欠陥を端的に御指摘
に相なつたものと存ずるのでございま
す。外交官におきましても、やはり御
指摘のように長く任地にあつて、そし
てその国の風俗、人情に溶け込んでい
つて初めて私はりっぱな仕事ができる
のじやないか、かようには存ずるのでご
ざいます。外務省といたしましても、
本人の希望もありましようが、できる
だけ長く任地に置いておくといふの
が、一つの方針にはなつておるのでござ
りますが、どうもその方針がいろい
ろな人のやりくりの関係その他によつ
てくずされることは、まことに遺憾
に思います。今後できるだけ御意見に
沿つてやっていきたい、かようには存じ
ます。それで領事につきましては、大

かぬじやないかといふことが、外務省の首脳部において今話し合つております。基本的な考え方であると思います。なお、またこの間も、ある席で非常に愉快を感じたのでございますが、南米にボリビアという国がありまして、そこにおります参事官はもう数年間そこにじっとおりまして、そのボリビアの經濟界並びに政界と非常に緊密な連絡をとつて、非常にりっぱな仕事をやっておる。しかももうかわろうといふ氣持もなく、そこに骨を埋めるという氣持でやっておるということを聞いて、私は非常にうれしく思つております。今後そういうような方向で人事行政をやっていきたいと思っております。

うような根性を捨てて、そこに赴任していくたまくくらいの気持に養成をしてあると思うのです。お説のように官僚制度でもって、えらくなっていくといふ形を捨てて、その國と溶け込むという形でやつていただかないと、外交というものはむずかしいだらうと思う。かつての日本の帝国主義を背景に背負つた外交なら、これは樂でしようが、そういう点で一つせひやつていただきたいと思うわけです。

そこで、そういう意味で私たちの頭に当然浮んで参りますのは、民間人の起用ということだと思うのです。民間人は、今までの官僚制度というものに災いされておりませんから、比較的喜んで自分の好きな国に行くでしょう。そうしてそこで一生出先官憲として暮らしていく情熱を持ち得るだらうと思うのです。現にインドの大帝であった西山敏さんとか、あるいはシンガポール、ポンペイの領事という方は、民間から入つていかれて非常に成績を上げておられるというふうに私は聞いてゐるわけです。従つて外務省としては、今後民間人をそういう形で起用なさる御意図があるかどうか、こういうことを最後に伺つておきたいと思います。同時に、そういう民間人の起用を特に必要とするのは、ブラジルあるいは中南米、こういうところじゃないか。そうしてまたわれわれ国民の中に、もこういう中南米に対する特殊な知識を持ち、そこに仕事の重点を置いて情熱を感じておる人たちが相当いるわけです。中南米あるいはブラジルといふようなところには民間人を起用なさるおつもりがあるかどうか、これを伺つて

おしまいにしたいと思います。
○井上(清)政府委員 現内閣成立了しまして以来、内政と外交というものは一体化していかなければならぬといふような見地から、外交は必ずしも外交の専門家でなくとも、やれるところにはできるだけ民間人を起用していく。ことに現内閣は経済外交ということを非常に表看板にいたしております。には、やはり従来の考え方とらわめには、やはり従来の考え方とらわれない民間の方々を、外交の面にも起用していくことは非常に大事だということで、その方針で進んでおるわけでござります。ところがなかなか適当な方が見当たりませんし、よし一つ行ってやろうというような適当な方といふものはなかなか見当らないわけでござりますが、御指摘のように、南米とか、ことにブラジルとかあるいはまた東南アジアとかいうような、今後従来とは違った意味において親善の度合を増していくいかなければならぬ国についてでは私はやはり民間から適当な人があれば起用していくことが、外交上大きな効果を上げるのではないかと、これはお説の通り私も感ずるわけでござります。岸外務大臣も同様な考え方をもつて、今後適切な人があります場合には、できる限り民間人を起用していくくという方針でありますことを申し上げて、御答弁いたしました。

the first time in the history of the world, the people of the United States have been called upon to decide whether they will submit to the law of force, or the law of the Constitution.

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company. Calculate the mean, median, mode and range.

昭和三十二年二月二十三日印刷

昭和三十二年二月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

○山本(正)委員長代理 次会は二月二十七日午前十時より開会することとして、本日はこれにて散会いたします。

104

10